

児童手当制度改正に伴うお知らせ

児童手当支給につきましては、令和6年度10月分(12月支給分)から制度改正が行われ、支給期間の延長及び多子加算支給要件児童のカウント対象年齢が大学生世代まで引き上げとなりました。

また、今回の制度改正に伴い定例払いの際に送付しておりました支払通知書(ハガキ)は**廃止**となりました。

恐れ入りますが、今後は指定口座の記帳等で児童手当振込のご確認をお願いいたします。(個人情報のため、お電話での振込額確認はお答えできません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。)

児童手当等を受給しているすべての方は、一部の方を除き、現況届の提出が不要ですが、引き続き現況届提出が必要な方は、町から通知を送付いたしますので、通知が届きましたら福祉課までお手続きをお願いいたします。(裏面詳細)

1. 改正内容

①高校生年齢まで支給期間が延長されます。

改正前(現行)	改正後
15 歳年度末 (中学校卒業月まで)	18 歳年度末 (高校卒業月まで)

②所得制限が廃止されます。

改正前(現行)	改正後
所得制限あり	所得制限なし

収入に関係なく、支給されます。

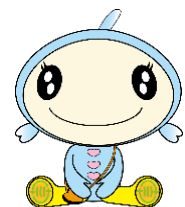
③3人目以降のお子さんの支給額が増えます。

改正前(現行)	改正後
高校生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用	大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用
3人目以降、1人につき 月額 15,000 円	3人目以降、1人につき 月額 30,000 円

④支給月が変わります。

改正前(現行)	改正後
年 3 回 2月、6月、10月 各前月までの4ヶ月分支給	年 6 回 12月、2月、4月、 6月、8月、10月 各前月までの2ヶ月分支給

※第3子以降のカウント方法については裏面をご覧ください。



2. 改正後の支給額

	第1子、第2子	第3子以降(多子加算)
3歳未満 (0～2歳児)	1人につき 15,000 円(月額)	1人につき 30,000 円(月額)
3歳以上 18 歳年度末まで	1人につき 10,000 円(月額)	大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円になります。

3. 現況届について(R4.4月より原則不要となりましたが、下記に該当する方は引き続き提出が必要です。)

※提出が必要な方には、後日町から案内を郵送します。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が滑川町ではない方
- ・児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、滑川町から提出の案内があった方
- ・多子加算支給要件児童(大学生世代)のうち、「学生」以外の子を監護している方(監護及び生計費負担等の状況確認をいたします。)

4. 異動があった際、新たに届出が必要になった事由

次の異動があった場合は、速やかに届出が必要になります。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(3歳未満の児童を養育している場合のみ)
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ・受給者や配偶者が公務員になったとき

5. 制度改正によりお手続きが必要な方

令和6年8月1日時点で滑川町に住民票があり、かつお手続きが必要と思われる方に対し、令和6年9月2日付けで案内通知を発送しましたが、まだ申請をされていない方、または18歳年度末までの子を養育しているが、町から通知が届かなかった方は、恐れ入りますが、滑川町役場福祉課こども福祉担当までご連絡をお願いいたします。

改正後最初の児童手当は、

令和6年12月10日(火) に指定口座へ振込予定です。

ご不明な点等ございましたら福祉課こども福祉担当までお問合せください。

滑川町役場福祉課こども福祉担当

0493-56-2056 (直通)

※電話が混み合うことが予想されます。恐れ入りますが時間に余裕をもってご連絡ください。